令和７年 11 月 28 日

東濃信用金庫

お客さま各位

暗号資産交換業者および資金移動業者への振込について

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングの不正利用をはじめ、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺等の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の預金口座に送金される事案が全国で多数報告されています。

このような情勢を踏まえ、当金庫では犯罪被害拡大防止やマネー・ローンダリング防止の観点から、**ご依頼人を変更して暗号資産交換業者および資金移動業者へお振込みをされる場合、お断りさせていただくことがございますのでご了承願います。**

また、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部（または全部）を制限させていただくことがございますのでご了承願います。

お客さまを金融犯罪被害からお守りするため、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】
リスク統括部　お客さまサービス課
０１２０－２５２－２４８
（平日　9：00～17：00）